

令和3年12月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 錄

議案第 55 号	久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について	1
議案第 56 号	久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について	5
議案第 57 号	久喜市教育委員会事務局職員の人事について	7
議案第 58 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	8
議案第 59 号	久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について	10

議案第 55 号

久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について

久喜市立幼稚園管理規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 3 年 12 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

久喜市立幼稚園管理規則（平成22年久喜市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項」に改め、「久喜市立幼稚園」の次に「（以下「幼稚園」という。）」を加える。

第5条の見出しを「（教育年限）」に改め、同条中「保育年限」を「教育年限」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 学期は、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

第7条第1項第4号を削り、同項第5号中「4月8日」を「4月7日」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「8月31日」を「8月27日」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「3月26日」を「3月27日」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「保育」を「教育」に改め、同号を同項第8号とし、同条第2項中「保育」を「教育」に改める。

第9条の見出しを「（教育週数及び教育時間）」に改め、同条第2項中「保育時間」を「教育時間」に改める。

第10条中「保育活動」を「教育活動」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

幼稚園に次の職員を置く。

- (1) 園長
- (2) 副園長
- (3) 教諭

第11条第2項中「必要により」を「必要に応じ」に改め、「及び」を削る。

第17条を次のように改める。

(表簿)

第17条 幼稚園は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第2

8条に規定するもののほか、次の表簿を備えなければならない。

(1) 幼稚園沿革誌

(2) 修了証書授与台帳

(3) 旧職員の名簿及び履歴書綴

(4) 幼稚園要覧

(5) 公文書綴

(6) 統計表綴（学校教員統計調査規則（昭和28年文部省令第12号）、
学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）及び学校保健統計調査規則
(昭和27年文部省令第5号)に基づき行われる調査の基礎となった資料等
をいう。）

(7) 教育計画書綴

(8) 職員の任免その他の進退に関する文書綴

(9) 職員調査表

(10) 職員旅行命令簿、職員超過勤務命令簿

(11) 願書、届書綴

(12) 職員会議録

(13) 幼稚園日誌

2 前項の表簿中第1号から第3号までの表簿は永年、第4号及び第6号から第
9号までの表簿は5年、第10号から第13号までの表簿は3年、第5号の表
簿は別に定める期間保存しなければならない。

3 第1項の表簿中第4号及び第9号の表簿は、毎年5月1日に作成したものを、
同月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

様式第2号中「回」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 56 号

久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について

久喜市就学援助規則の一部を、別紙のとおり改正することについて
議決を求める。

令和 3 年 12 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市就学援助規則の一部を改正する規則

久喜市就学援助規則（平成22年久喜市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）」を「生活保護法」に改め、同条第2号ク中「埼玉県社会福祉協議会」を「社会福祉協議会」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

（8）オンライン学習通信費

第7条第2項第1号及び第2号中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項第8号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の久喜市就学援助規則（次項において「旧規則」という。）の規定によりなされた令和2年度分までの就学援助の認定その他の行為に係る就学援助の辞退若しくは認定の取消し又は就学援助費の返還については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定によりなされた令和3年度分の就学援助に係る申請、認定その他の行為は、この規則による改正後の久喜市就学援助規則の規定によりなされた申請、認定その他の行為とみなす。この場合において、同規則第7条第2項第1号中「分けて」とあるのは「分けて（オンライン学習通信費については年1回）」とする。

議案第 5 7 号

久喜市教育委員会事務局職員の人事について

久喜市教育委員会事務局職員の人事について、別紙のとおり実施することについて議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第57号 「久喜市教育委員会事務局職員の人事について」の別紙資料に
つきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第 58 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 3 年 12 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第58号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙
資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 学校業務員
- 2 小学校安全監視員

議案第59号

久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について

久喜市立小・中学校学校運営協議会委員について、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和3年12月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第59号 「久喜市立小・中学校学校運営協議会委員の委嘱について」の
別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。